男鹿市告示第４６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和７年４月１日

男鹿市長　菅　原　広　二

１　委託先（指定公金事務取扱者）

名　称	秋田中央トランスポート株式会社 代表取締役兼社長 渡邉　綱一郎	秋田観光バス株式会社 代表取締役 木村　英敬	株式会社船川タクシー 代表取締役兼社長 渡邉　綱平	浮田産業交通株式会社 北浦営業所 代表取締役兼所長 浮田　忠勝
所在地	秋田市飯島字穀丁一番地６	男鹿市船川港比詰字大巻７６番地４	男鹿市船川港船川字海岸通り一号８番地５	男鹿市北浦北浦字忍田７８番地１

２　委託した公金事務
バス使用料の収納事務

３　委託期間
令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで